

内部監査の実施状況について

(平成25年3月25日現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課・室	平成 24 年 11 月 26 日 から 平成 24 年 11 月 30 日 にかけて実施	1 管理事務に関する事項 2 会計経理事務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休暇簿および超過勤務等命令簿の必要事項の記載もれ・勤務時間管理員の押印もれがあった。2 課</li> <li>・旅行命令簿の必要事項の記載もれ・記載誤りがあった。2 課</li> <li>・旅費支給に係る出張復命書が作成されていないものがあった。1 課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間管理員は、申請、命令の都度処理し、さらに定期的に再点検を行うことを徹底した。</li> <li>・旅行命令簿への記載について、もれ、誤りのないように徹底し、さらに再点検を行うこととした。</li> <li>・出張後すみやかに復命書を作成することを指示、徹底した。</li> </ul>

内部監査の実施状況について  
 (平成25年3月25日現在)

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
高松労働基準 監督署 他4署	平成24年11月6日 から 平成24年11月21日 にかけて実施	1 管理事務に関する事項 2 会計経理事務に関する事項。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約担当官の事務補助者の任命がされていないところがあった。1署</li> <li>・出勤簿に押印もれがみられた。1署</li> <li>・休暇簿で、請求日が休暇取得中の日となっているものがあった。1署</li> <li>・旅行命令簿の「用務先」欄及び超過勤務等命令簿の「勤務の内容」欄の訂正を本人が行っているものがあった。2署</li> <li>・物品標示票が貼られていない物品がみられた。1署</li> <li>・物品の供用先が記載なく不明のものがあった。1署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計職員の事務補助者の任命はもれなく行うよう指示、徹底した。</li> <li>・出勤簿は出勤時に必ず押印するよう指示、徹底した。</li> <li>・休暇取得の請求の取扱いについて指示、徹底した。</li> <li>・旅行命令簿及び超過勤務等命令簿の訂正方法について指示、徹底した。</li> <li>・物品標示票はその都度貼付するよう指示した。</li> <li>・物品の供用先の記載もれのないよう指示、徹底した。</li> </ul>

<p>高松公共職業安定所 他5所</p>	<p>平成24年11月12日から 平成24年11月22日にかけて実施</p>	<p>1 管理事務に関する事項 2 会計経理事務に関する事項。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金利子について、現金出納簿への記載もれがあった。1所</li> <li>・旅行命令簿が職員ごとに命令日ごとに作成されていない所があった。2所</li> <li>・旅費支給に係る出張復命書が作成されていないものがあった。1所</li> <li>・休暇簿で、請求日が休日となっているものがあった。1所</li> <li>・休暇簿の訂正箇所には訂正印もれがみられた。1所</li> <li>・出勤簿の押印誤りがみられた。1所</li> <li>・消耗品の物品管理簿が作成されていないものがあった。1所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金出納簿の定期的な点検の徹底を行った。</li> <li>・旅行命令簿の作成について、指示徹底した。</li> <li>・出張後すみやかに復命書を作成することを指示、徹底した。</li> <li>・休暇取得の請求の取扱いについて指示、徹底した。</li> <li>・記載内容等の再点検を指示、徹底した。</li> <li>・出勤簿は出勤時に必ず押印するよう指示、徹底した。</li> <li>・物品管理簿の登記について、もれなく記載するよう指示、徹底した。</li> </ul>
--------------------------	--	---	---	--